

## 令和2年度栃木県議会 第372回通常会議議案（1）目次

第1号議案	令和3年度栃木県一般会計予算	1
第2号議案	令和3年度栃木県公債管理特別会計予算	27
第3号議案	令和3年度栃木県営林事業特別会計予算	33
第4号議案	令和3年度栃木県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算	39
第5号議案	令和3年度地方独立行政法人県立病院貸付金特別会計予算	43
第6号議案	令和3年度栃木県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	49
第7号議案	令和3年度栃木県心身障害者扶養共済事業特別会計予算	55
第8号議案	令和3年度栃木県国民健康保険特別会計予算	59
第9号議案	令和3年度栃木県中小企業高度化等資金貸付事業特別会計予算	63
第10号議案	令和3年度栃木県就農支援資金貸付事業特別会計予算	69
第11号議案	令和3年度栃木県病院事業会計予算	75
第12号議案	令和3年度栃木県流域下水道事業会計予算	81
第13号議案	令和3年度栃木県電気事業会計予算	87
第14号議案	令和3年度栃木県水道事業会計予算	93

第15号議案	令和3年度栃木県工業用水道事業会計予算	97
第16号議案	令和3年度栃木県用地造成事業会計予算	101
第17号議案	令和3年度栃木県施設管理事業会計予算	105
第18号議案	食品衛生法施行条例の制定について	111
第19号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	113
第20号議案	一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部改正について	115
第21号議案	押印を求める手続の見直しのための関係条例の一部改正について	121
第22号議案	栃木県手数料条例の一部改正について	123
第23号議案	栃木県県税条例の一部改正について	137
第24号議案	特定非営利活動促進法施行条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について	139
第25号議案	栃木県青少年健全育成条例の一部改正について	141
第26号議案	地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会条例の一部改正 について	143
第27号議案	栃木県医師修学資金貸与条例の一部改正について	145
第28号議案	県道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について	147
第29号議案	栃木県道路占用料徴収条例の一部改正について	149
第30号議案	学校職員定数条例の一部改正について	153

第31号議案	義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正について……………	155
第32号議案	栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部改正について……………	157
第33号議案	栃木県食品衛生条例の廃止等について……………	163
第34号議案	指定管理者の指定について（栃木県体育館）……………	173
第35号議案	包括外部監査契約の締結について……………	175
第36号議案	地方独立行政法人栃木県立岡本台病院定款の制定について……………	177
第37号議案	地方独立行政法人栃木県立がんセンター中期計画の認可について……………	191



## 第1号議案

### 令和3年度栃木県一般会計予算

令和3年度栃木県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,015,400,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

**第2条** 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

**第3条** 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

**第4条** 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

**第5条** 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

**第6条** 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年2月17日 提出

栃木県知事 福田 富一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 県	税	238,000,000
	1 県 民 税	78,726,500
	2 事 業 税	50,063,500
	3 地 方 消 費 税	42,413,000
	4 不 動 産 取 得 税	4,702,500
	5 県 た ば こ 税	2,102,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,086,000
	7 軽 油 引 取 税	21,349,000
	8 自 動 車 税	36,513,500
	9 鉱 区 税	7,000
	10 狩 猟 税	21,000
	11 旧 法 に よ る 税	16,000

款	項	金 額
2 地 方 消 費 税 清 算 金		88,450,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	88,450,000
3 地 方 讓 与 税		25,597,000
	1 特 別 法 人 事 業 讓 与 税	22,500,000
	2 地 方 揮 発 油 讓 与 税	2,700,000
	3 石 油 ガ ス 讓 与 税	100,000
	4 自 動 車 重 量 讓 与 税	200,000
	5 森 林 環 境 讓 与 税	97,000
4 地 方 特 例 交 付 金		1,700,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	1,700,000
5 地 方 交 付 税		134,600,000
	1 地 方 交 付 税	134,600,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		600,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	600,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		2,867,640



	1 負 担 金	2,867,640
8 使 用 料 及 び 手 数 料		11,304,169
	1 使 用 料	7,502,113
	2 手 数 料	3,802,056
9 国 庫 支 出 金		120,367,582
	1 国 庫 負 担 金	45,658,061
	2 国 庫 補 助 金	72,328,975
	3 委 託 金	2,380,546
10 財 産 収 入		1,393,439
	1 財 産 運 用 収 入	693,343
	2 財 産 売 払 収 入	700,096
11 寄 附 金		241,490
	1 寄 附 金	241,490
12 繰 入 金		26,432,272
	1 特 別 会 計 繰 入 金	195,683
	2 基 金 繰 入 金	26,236,589

款	項	金額
13 繰越金		1,000,000
	1 繰越金	1,000,000
14 諸収入		240,046,408
	1 延滞金、加算金及び過料等	329,939
	2 県預金利子	141
	3 貸付金元利収入	218,366,563
	4 受託事業収入	1,521,891
	5 収益事業収入	11,226,848
	6 利子割精算金収入	50
	7 雑収入	8,600,976
15 県債		122,800,000
	1 県債	122,800,000
歳入	合計	1,015,400,000

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 議 会 費		1,474,984
	1 議 会 費	1,474,984
2 総 務 費		42,994,210
	1 総 務 管 理 費	19,169,221
	2 企 画 費	5,233,354
	3 徴 税 費	9,960,979
	4 市 町 村 振 興 費	2,122,674
	5 選 挙 費	1,170,843
	6 防 災 費	1,196,059
	7 統 計 調 査 費	422,542
	8 人 事 委 員 会 費	134,671
	9 監 査 委 員 費	175,306
	10 国 体 ・ 障 害 者 ス ポ ー ツ 大 会 費	3,408,561

款	項	金額
3 民 生 費		105,911,266
	1 社 会 福 祉 費	62,217,852
	2 児 童 福 祉 費	37,625,085
	3 生 活 保 護 費	3,897,756
	4 災 害 救 助 費	86,588
	5 県 民 生 活 費	2,083,985
4 衛 生 費		91,847,503
	1 公 衆 衛 生 費	32,256,486
	2 環 境 衛 生 費	2,181,170
	3 保 健 所 費	2,102,788
	4 医 薬 費	47,865,032
	5 病 院 費	4,175,150
	6 環 境 対 策 費	3,266,877
5 勞 働 費		1,993,452
	1 勞 政 費	366,426

	2 職 業 訓 練 費	1,395,962
	3 失 業 対 策 費	126,435
	4 労 働 委 員 会 費	104,629
6 農 林 水 産 業 費		38,257,493
	1 農 業 費	13,163,043
	2 畜 産 業 費	4,016,744
	3 農 地 費	10,886,957
	4 林 業 費	9,405,099
	5 水 産 業 費	757,577
	6 自 然 保 護 費	28,073
7 商 工 費		217,182,744
	1 商 工 費	215,567,457
	2 観 光 費	1,615,287
8 土 木 費		82,295,956
	1 土 木 管 理 費	4,808,709
	2 道 路 橋 り よ う 費	42,296,117

款	項	金額
	3 河 川 費	24,333,553
	4 都 市 計 画 費	9,057,089
	5 住 宅 費	1,800,488
9 警 察 費		46,419,609
	1 警 察 管 理 費	45,082,684
	2 警 察 活 動 費	1,336,925
10 教 育 費		187,114,422
	1 教 育 総 務 費	25,945,275
	2 小 学 校 費	63,648,469
	3 中 学 校 費	38,031,670
	4 高 等 学 校 費	37,163,168
	5 特 別 支 援 学 校 費	15,127,791
	6 社 会 教 育 費	1,445,456
	7 保 健 体 育 費	5,752,593
11 災 害 復 旧 費		3,900,544

	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	198,881
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3,691,031
	3 県 有 施 設 等 災 害 復 旧 費	10,632
12 公 債 費		101,297,467
	1 公 債 費	101,297,467
13 諸 支 出 金		93,710,350
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	41,009,000
	2 利 子 割 交 付 金	177,000
	3 地 方 消 費 税 交 付 金	44,559,000
	4 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,474,000
	6 自 動 車 取 得 税 交 付 金	200
	7 利 子 割 精 算 金	150
	8 配 当 割 交 付 金	1,002,000
	9 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,038,000
	10 環 境 性 能 割 交 付 金	851,000
	11 法 人 事 業 税 交 付 金	3,600,000

款	項	金額
14 予備費		1,000,000
	1 予備費	1,000,000
歳出	合計	1,015,400,000



第2表 継続費

(単位千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	本庁舎電話交換機更新工事費	456,599	令和3年度	265,199
				令和4年度	191,400
		宇都宮産業展示館屋根・防水等 改修費	1,128,914	令和3年度	564,458
				令和4年度	564,456
		なかがわ水遊園本館空気調和設備 改修費	844,949	令和3年度	591,465
				令和4年度	253,484
		警察本部庁舎受変電設備等改修費	4,076,617	令和3年度	325,024
				令和4年度	2,242,140
				令和5年度	1,509,453
		那須庁舎外構工事費	380,296	令和3年度	168,508
令和4年度	211,788				
3 民生費	5 県民生活費	とちぎ男女共同参画センター 音響設備等改修費	2,070	令和3年度	1,449
				令和4年度	621

款	項	事業名	総額	年度	年割額
4 衛生費	6 環境対策費	とちぎ男女共同参画センター 省エネ設備整備費	14,538	令和3年度	10,177
				令和4年度	4,361
		宇都宮産業展示館 省エネ設備整備費	131,217	令和3年度	65,609
				令和4年度	65,608
6 農林水産業費	4 林業費	水と緑の南摩の里整備費	95,000	令和3年度	80,000
				令和4年度	15,000
7 商工費	2 観光費	宇都宮産業展示館 給水設備等改修費	105,140	令和3年度	72,494
				令和4年度	32,646
8 土木費	1 土木管理費	とちぎ男女共同参画センター 特定天井落下防止改修費	49,237	令和3年度	34,466
				令和4年度	14,771
		とちぎ健康づくりセンター 特定天井落下防止改修費	70,232	令和3年度	49,163
				令和4年度	21,069
		宇都宮産業展示館 特定天井落下防止改修費	443,963	令和3年度	221,982
				令和4年度	221,981
9 警察費	1 警察管理費	職員宿舍解体費	169,019	令和3年度	50,706

				令和4年度	118,313
10 教 育 費	4 高 等 学 校 費	足利女子高校校舎解体費	780,933	令和3年度	78,093
				令和4年度	702,840
		足利市民会館解体費	716,546	令和3年度	501,582
				令和4年度	214,964
		宇都宮中央高校運動部室整備費	79,904	令和3年度	11,463
				令和4年度	68,441
	宇都宮中央高校グラウンド整備費	470,594	令和3年度	80,000	
			令和4年度	390,594	
	7 保 健 体 育 費	県南体育館吸収冷温水発生機 改 修 費	345,708	令和3年度	207,424
				令和4年度	138,284



第3表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
地 方 庁 舎 整 備 費	令和4年度	26,901
自動車税種別割納税通知書等封入封緘業務委託料	令和4年度	12,441
栃木県環境保全公社の事業資金借入金に対する損失補償		1,000,000
森 林 路 網 整 備 事 業	令和4年度	15,000
県 単 治 山 事 業	令和4年度	30,000
自 然 公 園 等 施 設 整 備 事 業 ( 県 単 )	令和4年度	5,000
栃木県信用保証協会の経営安定資金融資保証 に対する損失補償 ( 令和3年度融資保証分 )		経営安定資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が 債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から 中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを 受けた保険金の額を控除した額 ( 責任共有制度にお ける負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額 ) の3分の2に相当する額
栃木県信用保証協会の創業支援資金融資保証 に対する損失補償 ( 令和3年度融資保証分 )		創業支援資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が 債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から 中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを 受けた保険金の額を控除した額 ( 責任共有制度にお ける負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額 ) の2分の1に相当する額

事 項	期 間	限 度 額
栃木県信用保証協会の新事業開拓支援資金融資保証に対する損失補償（令和3年度融資保証分）		新事業開拓支援資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）の2分の1に相当する額
栃木県信用保証協会の経営改善資金融資保証に対する損失補償（令和3年度融資保証分）		経営改善資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）の3分の1に相当する額
栃木県信用保証協会の経営サポート資金融資保証に対する損失補償（令和3年度融資保証分）		経営サポート資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）の3分の1に相当する額（ただし、借換融資のうちサポート借換に限る。）
栃木県信用保証協会の小規模企業資金融資保証に対する損失補償（令和3年度融資保証分）		小規模企業資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度における負担金方式の場合は当該額に0.8を乗じた額）の3分の2に相当する額

栃木県信用保証協会の栃木県農業ビジネス保証制度資金融資保証に対する損失補償（令和3年度融資保証分）		栃木県農業ビジネス保証制度資金融資額のうち、栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額の80分の25に相当する額
新型コロナウイルス感染症対策パワーアップ資金利子補給	令和4年度から令和6年度まで	1,040,000
離職者等再就職訓練事業費	令和4年度から令和5年度まで	65,604
農業近代化資金利子補給	令和4年度から令和26年度まで	657,226
農業経営負担軽減支援資金利子補給	令和4年度から令和21年度まで	56,874
奨励品種選定基本調査委託事業	令和4年度	160
大家畜特別支援資金利子補給	令和4年度から令和28年度まで	4,346
養豚特別支援資金利子補給	令和4年度から令和18年度まで	1,474
農村地域防災減災事業 （古用水3地区水路トンネル工事）	令和4年度	70,000
県営住宅整備事業	令和4年度	46,000
被災住宅再建等支援資金利子補給	令和4年度から令和8年度まで	17,158
道路保全事業（補助）	令和4年度	1,000,000
快適で安全な道づくり事業（補助）	令和4年度	7,000,000
快適で安全な道づくり事業（補助）	令和4年度から令和5年度まで	400,000
快適で安全な道づくり事業（補助）	令和4年度から令和6年度まで	3,000,000

事 項	期 間	限 度 額
快 適 で 安 全 な 道 づ く り 事 業 ( 補 助 )	令 和 4 年 度 从 令 和 7 年 度 未 だ	3,300,000
河 川 受 託 事 業	令 和 4 年 度	125,000
安 全 な 川 づ く り 事 業 ( 補 助 )	令 和 4 年 度	2,350,000
安 全 な 川 づ く り 事 業 ( 補 助 )	令 和 4 年 度 从 令 和 5 年 度 未 だ	5,600,000
ダ ム 施 設 保 全 事 業 ( 補 助 )	令 和 4 年 度 从 令 和 5 年 度 未 だ	180,000
砂 防 施 設 づ く り 事 業 ( 補 助 )	令 和 4 年 度	600,000
街 路 づ く り 事 業 ( 補 助 )	令 和 4 年 度	1,180,000
道 路 保 全 事 業 ( 県 単 )	令 和 4 年 度	1,929,000
快 適 で 安 全 な 道 づ く り 事 業 ( 県 単 )	令 和 4 年 度	700,000
河 川 砂 防 保 全 事 業 ( 県 単 )	令 和 4 年 度	205,000
緊 急 防 災 ・ 減 災 対 策 事 業 ( 河 川 砂 防 )	令 和 4 年 度	325,000
河 川 砂 防 施 設 づ く り 事 業 ( 県 単 )	令 和 4 年 度	50,000
堤 防 強 化 緊 急 対 策 プ ロ ジ ェ ク ト 事 業	令 和 4 年 度	150,000
魅 力 あ る 公 園 づ く り 事 業 ( 県 単 )	令 和 4 年 度	10,000
と ち ぎ 学 力 向 上 推 進 事 業 費	令 和 4 年 度	28,607



足 利 高 校 整 備 事 業 費	令和3年度から令和6年度まで	42,702
違 法 駐 車 対 策 確 認 事 務 委 託 事 業	令和4年度	33,000



第4表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
庁 舎 等 施 設 整 備 費	4,688,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
地 域 鉄 道 対 策 事 業 費	48,000	同	上	同
社 会 福 祉 施 設 整 備 費	338,000	同	上	同
県 営 最 終 処 分 場 関 連 整 備 費	309,000	同	上	同
土 地 改 良 事 業 費	1,667,000	同	上	同
林 道 事 業 費	44,000	同	上	同
治 山 事 業 費	838,000	同	上	同
県 単 林 道 事 業 費	31,000	同	上	同
県 単 治 山 事 業 費	165,000	同	上	同
産 業 展 示 館 整 備 費	54,000	同	上	同

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
自 然 公 園 等 施 設 整 備 費	296,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
国 庫 補 助 道 路 事 業 費	10,158,000	同	上	同
国 庫 補 助 河 川 改 良 費	5,636,000	同	上	同
国 庫 補 助 砂 防 費	997,000	同	上	同
国 庫 補 助 街 路 事 業 費	1,555,000	同	上	同
公 園 緑 地 整 備 費	219,000	同	上	同
総 合 ス ポ ー ツ ゾ ー ン 整 備 費	626,000	同	上	同
県 営 住 宅 建 設 事 業 費	498,000	同	上	同
県 有 建 築 物 耐 震 化 推 進 事 業 費	407,000	同	上	同
直 轄 道 路 事 業 負 担 金	1,835,000	同	上	同
直 轄 河 川 事 業 負 担 金	2,009,000	同	上	同
直 轄 砂 防 事 業 負 担 金	1,145,000	同	上	同

地方道路等整備事業費	11,428,000	同	上	同	上	同	上
河川等整備事業費	4,758,000	同	上	同	上	同	上
自然災害防止事業費	173,000	同	上	同	上	同	上
地域活性化事業費	476,000	同	上	同	上	同	上
市町村合併推進事業費	468,000	同	上	同	上	同	上
警察施設整備費	1,536,000	同	上	同	上	同	上
交通安全施設整備費	1,075,000	同	上	同	上	同	上
学校施設整備費	4,316,000	同	上	同	上	同	上
教育施設等整備費	1,075,000	同	上	同	上	同	上
退職手当債	3,500,000	同	上	同	上	同	上
農林水産施設災害復旧費	62,000	同	上	同	上	同	上
土木施設災害復旧費	1,270,000	同	上	同	上	同	上
直轄災害復旧事業負担金	100,000	同	上	同	上	同	上
臨時財政対策債	59,000,000	同	上	同	上	同	上
計	122,800,000						



## 第2号議案

### 令和3年度栃木県公債管理特別会計予算

令和3年度栃木県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32,641,780千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

**第2条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和3年2月17日 提出

栃木県知事 福田 富 一





第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		7,916,780
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,583,380
	2 基 金 繰 入 金	3,333,400
2 県 債		24,725,000
	1 県 債	24,725,000
歳 入	合 計	<b>32,641,780</b>

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 公 債 費		32,641,780
	1 公 債 費	32,641,780
歳 出 合 計		<b>32,641,780</b>

第2表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
一 般 会 計 借 換 債	24,725,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。



### 第3号議案

#### 令和3年度栃木県営林事業特別会計予算

令和3年度栃木県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ402,340千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月17日 提出

栃 木 県 知 事                      福      田      富      一



第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		11,627
	1 使用料	11,627
2 国庫支出金		21,298
	1 国庫補助金	21,298
3 財産収入		133,823
	1 財産売払収入	133,823
4 繰入金		232,648
	1 一般会計繰入金	232,648
5 繰越金		950
	1 繰越金	950
6 諸収入		1,994
	1 預金利子	1

款	項	金額
	2 雜 入	1,993
歳 入	合 計	402,340



歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 県 営 林 事 業 費		178,208
	1 県 営 林 事 業 費	178,208
2 公 債 費		223,832
	1 公 債 費	223,832
3 予 備 費		300
	1 予 備 費	300
歳 出 合 計		<b>402,340</b>



## 第4号議案

### 令和3年度栃木県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算

令和3年度栃木県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ74,330千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月17日 提出

栃 木 県 知 事                      福      田      富      一



第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 貸付勘定		72,820
	1 繰入金	150
	2 繰越金	69,850
	3 貸付金収入	2,820
2 業務勘定		1,510
	1 繰入金	1,108
	2 繰越金	1
	3 預金利息	100
	4 雑入	301
歳入	合計	74,330

歳 出		(単位千円)	
款	項	金	額
1 貸 付 勘 定			72,820
	1 林業・木材産業改善資金貸付金		72,820
2 業 務 勘 定			1,510
	1 管 理 指 導 事 務 費		1,410
	2 予 備 費		100
歳 出 合 計			<b>74,330</b>

## 第5号議案

### 令和3年度地方独立行政法人県立病院貸付金特別会計予算

令和3年度地方独立行政法人県立病院貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,646,030千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

**第2条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和3年2月17日 提出

栃木県知事 福田 富 一





第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 諸 収 入		1,815,702
	1 貸付金元利収入	1,815,702
2 県 債		1,830,328
	1 県 債	1,830,328
歳 入	合 計	<b>3,646,030</b>

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 地方独立行政法人県立病院貸付金		1,830,328
	1 地方独立行政法人県立病院貸付金	1,830,328
2 公 債 費		1,815,702
	1 公 債 費	1,815,702
歳 出 合 計		<b>3,646,030</b>

第2表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
栃木県立がんセンター貸付金	1,589,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
栃木県立リハビリテーションセンター貸付金	241,328	同	上	同
計	1,830,328			



## 第6号議案

### 令和3年度栃木県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和3年度栃木県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 556,110千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

**第2条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和3年2月17日 提出

栃木県知事 福田 富一



第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金	額
2 繰越金			308,350
	1 繰越金		308,350
3 諸収入			247,760
	1 貸付金収入		237,280
	2 預金利子		11
	3 雑入		10,469
歳入	合 計		556,110

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		556,110
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	556,110
歳 出 合 計		<b>556,110</b>



第2表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
母子福祉資金	令和4年度から令和8年度まで	318,096
寡婦福祉資金	令和4年度から令和8年度まで	26,658
父子福祉資金	令和4年度から令和8年度まで	50,652
修学資金	高等学校、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校就学期間中	
修業及び技能習得資金	知識及び技能習得期間中5年以内	
生活資金	知識技能を習得している期間中、医療等を受けている期間中、母子家庭等となり生活が安定するまでの間又は失業している期間中離職の日から1年を超えない範囲内の期間	



## 第7号議案

### 令和3年度栃木県心身障害者扶養共済事業特別会計予算

令和3年度栃木県心身障害者扶養共済事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 295,220千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月17日提出

栃木県知事 福田 富一



第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 共 済 掛 金 収 入		25,367
	1 共 済 掛 金 収 入	25,367
2 国 庫 支 出 金		53,520
	1 国 庫 補 助 金	53,520
3 繰 入 金		56,208
	1 一 般 会 計 繰 入 金	56,208
4 繰 越 金		44
	1 繰 越 金	44
5 諸 収 入		160,081
	1 年 金 給 付 金 収 入	160,080
	2 預 金 利 子	1
歳 入	合 計	295,220

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 心身障害者扶養共済事業費		295,220
	1 心身障害者扶養共済事業費	295,220
歳 出 合 計		<b>295,220</b>

## 第8号議案

### 令和3年度栃木県国民健康保険特別会計予算

令和3年度栃木県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ180,754,350千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月17日 提出

栃木県知事 福田 富 一





第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		54,660,814
	1 負 担 金	54,660,814
2 国 庫 支 出 金		49,690,349
	1 国 庫 負 担 金	36,509,632
	2 国 庫 補 助 金	13,180,717
3 財 産 収 入		550
	1 財 産 運 用 収 入	550
4 繰 入 金		11,491,477
	1 一 般 会 計 繰 入 金	11,491,477
6 諸 収 入		64,911,160
	1 雑 入	64,911,160
歳 入 合 計		<b>180,754,350</b>

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 国民健康保険事業費		180,754,350
	1 国民健康保険事業費	180,754,350
歳 出 合 計		<b>180,754,350</b>

## 第9号議案

### 令和3年度栃木県中小企業高度化等資金貸付事業特別会計予算

令和3年度栃木県中小企業高度化等資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 38,740千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

**第2条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和3年2月17日 提出

栃木県知事 福田 富 一



第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		6
	1 負 担 金	6
2 繰 越 金		13,881
	1 繰 越 金	13,881
3 諸 収 入		24,853
	1 貸 付 金 元 利 収 入	24,651
	2 預 金 利 子	200
	3 雑 入	2
歳 入 合 計		<b>38,740</b>

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 中小企業高度化等資金貸付事業費		21,182
	1 中小企業高度化等資金貸付事業費	21,182
2 公 債 費		17,558
	1 公 債 費	17,558
歳 出 合 計		<b>38,740</b>

第2表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
栃木県産業振興センターが行うフードバレーとちぎ農商工ファンド事業に対する損失補償	令和3年度から令和12年度まで	2,500,000





## 第10号議案

### 令和3年度栃木県就農支援資金貸付事業特別会計予算

令和3年度栃木県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ106,970千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月17日 提出

栃木県知事 福田 富 一



第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 農業改良資金貸付勘定		966
	1 繰越金	966
2 農業改良資金業務勘定		1,194
	1 繰入金	892
	2 繰越金	151
	3 預金利子	1
	4 雑入	150
3 就農支援資金貸付勘定		103,644
	2 繰越金	44,475
	3 貸付金収入	59,169
4 就農支援資金業務勘定		1,166
	1 繰入金	1,155

款	項	金額
	3 預 金 利 子	10
	4 雜 入	1
歲	入 合 計	106,970

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 農業改良資金貸付勘定		966
	1 国庫補助金納付金	643
	2 繰 出 金	323
2 農業改良資金業務勘定		1,194
	1 管理指導事務費	694
	2 予 備 費	500
3 就農支援資金貸付勘定		103,644
	2 公 債 費	69,096
	3 繰 出 金	34,548
4 就農支援資金業務勘定		1,166
	1 管理指導事務費	666
	2 予 備 費	500
歳 出	合 計	106,970



## 第11号議案

### 令和3年度栃木県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度栃木県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分	岡 本 台 病 院
1 病 床 数	221床
2 年 間 患 者 数	
(1) 入 院	63,344人
(2) 外 来	31,720人
3 一 日 平 均 患 者 数	
(1) 入 院	174人
(2) 外 来	131人
4 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
(1) 病 院 建 設 費	51,148千円
(2) 器 械 備 品 費	263,020千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 岡 本 台 病 院 事 業 収 益	2,944,000千円
第1項 医 業 収 益	2,005,589千円
第2項 医 業 外 収 益	938,409千円
第3項 特 別 利 益	2千円
支 出	
第1款 岡 本 台 病 院 事 業 費 用	2,936,000千円
第1項 医 業 費 用	2,927,519千円
第2項 医 業 外 費 用	7,479千円
第3項 特 別 損 失	2千円
第4項 予 備 費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額29,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 140千円及び当年度分損益勘定留保資金28,860千円で補てんするものとする。）。

収 入



第1款 岡 本 台 病 院 資 本 的 収 入 356,000千円

第1項 企 業 債 329,000千円

第2項 負 担 金 27,000千円

支 出

第1款 岡 本 台 病 院 資 本 的 支 出 385,000千円

第1項 建 設 改 良 費 315,770千円

第2項 企 業 債 償 還 金 69,230千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
岡 本 台 病 院 施 設 整 備 事 業	51,000千円	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分かち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
岡 本 台 病 院 器 械 備 品 整 備 事 業	263,000千円	同	同	同

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
岡本台病院器械備品整備事業 借 換 債	15,000千円	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分かち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
計	329,000千円			

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 医 業 費 用

2 医 業 外 費 用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職 員 給 与 費

1,910,027千円

2 交 際 費

100千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、369,768千円と定める。

令和3年2月17日提出

栃木県知事 福田 富 一



## 第12号議案

### 令和3年度栃木県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度栃木県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	流域関連市町数	10市町
2	年間総処理水量	56,194,000m <sup>3</sup>
3	一日平均処理水量	153,956m <sup>3</sup>
4	主要な建設改良事業	
	処理場建設事業	事業費
		1,885,572千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	流域下水道事業収益	10,154,000千円
第1項	営業収益	4,735,052千円

第2項 営業外収益	5,418,947千円
-----------	-------------

第3項 特別利益	1千円
----------	-----

支 出

<b>第1款 流域下水道事業費用</b>	<b>10,151,000千円</b>
----------------------	---------------------

第1項 営業費用	9,964,985千円
----------	-------------

第2項 営業外費用	179,014千円
-----------	-----------

第3項 特別損失	1千円
----------	-----

第4項 予備費	7,000千円
---------	---------

(資本的収入及び支出)

**第4条** 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 935,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額33,095千円及び過年度分損益勘定留保資金 901,905千円で補てんするものとする。）。

収 入

<b>第1款 資本的収入</b>	<b>2,482,000千円</b>
------------------	--------------------

第1項 企業債	439,300千円
---------	-----------

第2項 負担金	441,379千円
---------	-----------

第3項 受託事業収入	118,890千円
------------	-----------

第4項 国庫補助金	1,482,431千円
-----------	-------------

支 出

第1款 資本的支出	3,417,000千円
第1項 建設改良費	2,483,369千円
第2項 固定資産購入費	8,439千円
第3項 企業債償還金	918,192千円
第4項 予備費	7,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
北那須流域下水道 管 理 費	令和4年度から令和6年度まで	1,272,000千円
渡良瀬川下流流域下水道 管理費（大岩藤処理区）	令和4年度から令和6年度まで	989,000千円
渡良瀬川下流流域下水道 管理費（思川処理区）	令和4年度から令和6年度まで	973,000千円
令和3年度鬼怒川上流流域 下水道建設費（上流処理区）	令和4年度	450,000千円

事 項	期 間	限 度 額
令和3年度巴波川流域下水道建設費	令和4年度	720,000千円
令和3年度渡良瀬川下流流域下水道建設費（大岩藤処理区）	令和4年度	240,000千円

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道建設事業	439,300千円	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（据置期間を含む。）とし、毎年2期に分かち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。



1 営 業 費 用

2 営 業 外 費 用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費

203,979千円

(他会計からの補助金)

第10条 収益的支出に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,011,979千円である。

令 和 3 年 2 月 17 日 提 出

栃 木 県 知 事                      福    田    富    一



## 第13号議案

### 令和3年度栃木県電気事業会計予算

(総則)

**第1条** 令和3年度栃木県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

**第2条** 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	年間販売電力量		183,107,000キロワット時
2	主要な建設改良事業		
	風見発電所建設事業	事業費	1,965,919千円
	深山発電所建設事業	事業費	55,001千円

(収益的収入及び支出)

**第3条** 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
<b>第1款</b>	<b>電</b>	<b>気</b>	<b>事</b>
	<b>業</b>	<b>収</b>	<b>益</b>
			2,266,000千円
第1項	営	業	収
	業	収	益
			2,123,722千円
第2項	財	務	収
	務	収	益
			1,583千円

第3項 事業外収益	140,694千円
第4項 特別利益	1千円
支 出	
第1款 電気事業費用	2,390,000千円
第1項 営業費用	2,338,791千円
第2項 財務費用	12,041千円
第3項 事業外費用	37,168千円
第4項 予備費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 712,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 217,979千円、減債積立金28,137千円、地域振興積立金34,400千円及び過年度分損益勘定留保資金 431,484千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	1,944,000千円
第1項 企業債	1,943,000千円
第2項 長期貸付金償還金	600千円
第3項 固定資産売却代金	1千円

第4項 雑 収 入 399千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出 2,656,000千円

第1項 建 設 改 良 費 2,444,372千円

第2項 企 業 債 償 還 金 175,228千円

第3項 繰 出 金 34,400千円

第4項 予 備 費 2,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総 額	年 度	年 割 額
1 資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費	深山発電所水力設備 実施設計業務委託	千円 19,360	令和3年度	千円 9,680
				令和4年度	9,680
		深 山 発 電 所 全 面 改 修 工 事	1,510,080	令和3年度	33,000
				令和4年度	96,800
				令和5年度	805,200

款	項	事業名	総額	年度	年割額
			千円	令和6年度	千円 422,180
				令和7年度	152,900

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
深山発電所主要機器等撤去工事	令和4年度から令和7年度まで	240,020千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
風見発電所全面改修事業	1,943,000千円	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る場合は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（据置期間を含む。）とし、毎年2期に分かち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 営業費用

2 事業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

502,437千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

令和3年2月17日提出

栃木県知事 福田 富一





## 第14号議案

### 令和3年度栃木県水道事業会計予算

(総則)

**第1条** 令和3年度栃木県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

**第2条** 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	年間供給水量		21,972,635 <sup>m</sup>
2	主要な建設改良事業		
	北那須水道用水供給建設事業	事業費	348,342千円
	鬼怒水道用水供給建設事業	事業費	102,372千円

(収益的収入及び支出)

**第3条** 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
<b>第1款</b>	<b>水道用水供給事業収益</b>		2,048,000千円
第1項	営業収益		1,997,012千円
第2項	営業外収益		50,986千円

第3項 特別利益	2千円
----------	-----

支 出

第1款 水道用水供給事業費用	1,937,000千円
第1項 営業費用	1,871,150千円
第2項 営業外費用	63,850千円
第3項 予備費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 593,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額43,282千円、減債積立金 117,943千円、建設改良積立金 110,000千円及び過年度分損益勘定留保資金 321,775千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,000千円
第1項 国庫補助金	1千円
第2項 受託工事受入金	1千円
第3項 雑収入	998千円

支 出

第1款 資本的支出	594,000千円
-----------	-----------

第1項 建設改良費	468,047千円
第2項 企業債償還金	117,943千円
第3項 投資	10千円
第4項 予備費	8,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1資本的支出	1建設改良費	1系排水処理池汚泥 掻寄機更新工事	千円 61,615	令和3年度	千円 24,646
				令和4年度	36,969

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
1系排水処理池汚泥 掻寄機撤去工事	令和4年度	2,200千円

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 営業費用

2 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

245,521千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

令和3年2月17日提出

栃木県知事 福田 富一

## 第15号議案

### 令和3年度栃木県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度栃木県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間供給水量		8,948,340m <sup>3</sup>
2 主要な建設改良事業		
鬼怒左岸台地地区工業用水道建設事業	事業費	342,097千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	工業用水道事業収益	914,000千円
第1項	営業収益	542,323千円
第2項	営業外収益	371,676千円
第3項	特別利益	1千円

## 支 出

第1款 工業用水道事業費用	855,000千円
第1項 営業費用	832,802千円
第2項 営業外費用	21,198千円
第3項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 402,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額31,492千円、減債積立金 3,000千円、建設改良積立金 100,000千円、長期借入金償還積立金 7,000千円及び過年度分損益勘定留保資金 260,508千円で補てんするものとする。）。

## 収 入

第1款 資本的収入	22,000千円
第1項 負担金	21,558千円
第2項 工事負担金	1千円
第3項 雑収入	441千円

## 支 出

第1款 資本的支出	424,000千円
第1項 建設改良費	342,521千円

第2項 企業債償還金	7,479千円
第3項 長期借入金償還金	70,000千円
第4項 予備費	4,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年 度	年 割 額
1 資本的支出	1 建設改良費	1 系排水処理池 汚泥掻寄機更新工事	千円 85,101	令和3年度	千円 34,040
				令和4年度	51,061

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
1 系排水処理池 汚泥掻寄機撤去工事	令和4年度	2,750千円

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

**第8条** 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 営業費用

2 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

**第9条** 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

64,398千円

(たな卸資産購入限度額)

**第10条** たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

令和3年2月17日提出

栃木県知事 福田 富一



## 第16号議案

### 令和3年度栃木県用地造成事業会計予算

(総則)

**第1条** 令和3年度栃木県用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

**第2条** 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	土地分譲	面積	40,327㎡
2	土地造成	事業費	1,703,100千円

(収益的収入及び支出)

**第3条** 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入	
<b>第1款</b>	<b>用地造成事業</b>	<b>収益</b>	<b>806,000千円</b>
第1項	営業	収益	754,304千円
第2項	営業外	収益	1,695千円
第3項	特別	利益	50,001千円

## 支 出

第1款 用地造成事業費用	735,000千円
第1項 営業費用	712,595千円
第2項 営業外費用	12,404千円
第3項 特別損失	1千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 739,000千円は、過年度分損益勘定留保資金 739,000千円で補てんするものとする。）。

## 収 入

第1款 資本的収入	2,755,000千円
第1項 企業債	2,537,000千円
第2項 基金収益	305千円
第3項 負担金	207,000千円
第4項 長期貸付金償還金	10,400千円
第5項 分譲前受金	1千円
第6項 雑収入	294千円

支 出

第1款 資本的支出	3,494,000千円
第1項 建設改良費	1,816,695千円
第2項 基金積立金	305千円
第3項 企業債償還金	1,672,000千円
第4項 予備費	5,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地造成事業費	2,537,000千円	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 営業費用

2 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

111,035千円

令和3年2月17日提出

栃木県知事 福田 富一

## 第17号議案

### 令和3年度栃木県施設管理事業会計予算

(総則)

**第1条** 令和3年度栃木県施設管理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

**第2条** 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 ゴルフ場事業	利用者数	35,000人
2 賃貸ビル事業	貸付面積	4,410.98㎡

(収益的収入及び支出)

**第3条** 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
<b>第1款 経営総合管理事業収益</b>		<b>191,000千円</b>
第1項 営業外収益		191,000千円
<b>第2款 ゴルフ場事業収益</b>		<b>24,000千円</b>
第1項 営業収益		21,388千円
第2項 営業外収益		2,612千円

<b>第3款 賃貸ビル事業収益</b>	<b>176,000千円</b>
第1項 営業収益	175,481千円
第2項 営業外収益	519千円
	支出
<b>第1款 経営総合管理事業費用</b>	<b>191,000千円</b>
第1項 営業費用	177,799千円
第2項 営業外費用	13,201千円
<b>第2款 ゴルフ場事業費用</b>	<b>19,000千円</b>
第1項 営業費用	17,925千円
第2項 営業外費用	1,075千円
<b>第3款 賃貸ビル事業費用</b>	<b>127,000千円</b>
第1項 営業費用	117,779千円
第2項 営業外費用	9,221千円

(資本的収入及び支出)

**第4条** 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額19,000千円（ゴルフ場事業）及び60,000千円（賃貸ビル事業）は、消費税資本的収支調整額 2,007千円及び過年度分損益勘定留保資金76,993千円で補てんするものとする。）。

収入

第1款 ゴルフ場事業資本的収入	5,000千円
第1項 他会計繰入金	4,400千円
第2項 雑収入	600千円
第2款 賃貸ビル事業資本的収入	500,000千円
第1項 企業債	200,000千円
第2項 他会計長期借入金	300,000千円
支出	
第1款 ゴルフ場事業資本的支出	24,000千円
第1項 建設改良費	12,309千円
第2項 長期借入金償還金	11,691千円
第2款 賃貸ビル事業資本的支出	560,000千円
第1項 建設改良費	9,768千円
第2項 企業債償還金	220,000千円
第3項 長期借入金償還金	330,232千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
賃貸ビル事業借換債	200,000千円	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 1 営業費用
- 2 営業外費用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |         |           |
|---------|-----------|
| 1 職員給与費 | 134,348千円 |
| 2 交際費   | 200千円     |



(他会計からの補助金)

第9条 ゴルフ場事業に関する建設改良のため電気事業会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,400千円である。

令和3年2月17日提出

栃木県知事 福田 富 一